

平成31年度母子保健対策関係概算要求の概要



厚生労働省子ども家庭局母子保健課

(平成30年度予算) (平成31年度概算要求)
25,639百万円 → 28,704百万円
【推進枠3,263百万円】

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21」を基盤とし、地域における切れ目のない妊娠・出産等の支援を推進する。

1 母子保健医療対策の推進

21,465百万円 → 24,083百万円

～地域における切れ目のない妊娠・出産支援等の推進～ 【一部推進枠2,746百万円】

(1) 子育て世代包括支援センターの全国展開等【一部推進枠】

3,632百万円 → 4,277百万円

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、家庭や地域での孤立感の解消を図るために相談支援を行う「産前・産後サポート事業」や、退院直後の母子への心身のケアや育児のサポート等を行う「産後ケア事業」などを実施し、より身近な場で妊産婦等を支えるための総合的な支援体制の構築を図る。

※「子育て世代包括支援センター」（運営費）については、利用者支援事業（内閣府予算に計上）を活用して実施。

(平成30年度) (平成31年度要求)

- ・産前・産後サポート事業 400市町村 → 477市町村
- ・産後ケア事業 520市町村 → 961市町村
- ・子育て世代包括支援センター開設準備事業 200市町村 → 200市町村

(2) 生涯を通じた女性の健康支援事業【一部推進枠】

297百万円 → 212百万円

生涯を通じた女性の健康の保持増進等を図ることを目的とし、「健康教育事業」、「女性健康支援センター事業」、「不妊専門相談センター事業」、「HTLV-1母子感染対策事業」を実施。

このうち、「不妊専門相談センター事業」については、「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、全都道府県・指定都市・中核市への配置を促進する。

また、女性の心身に関する悩みや予期せぬ妊娠等の相談対応を行っている「女性健康支援センター事業」において、特定妊婦と疑われる者を把握した場合には、早期からの支援が受けられるよう、医療機関等へ確実につなぐ体制を整備する。

※平成30年度厚生労働省行政事業レビュー（公開プロセス）において、事業の執行状況等を勘案し、適切な予算額にすべきとの指摘がなされたこと等を踏まえ、要求額全体の見直しを行った。

(平成30年度) (平成31年度要求)

- ・不妊専門相談センター事業 89か所 → 105か所

(3) 産婦健康診査事業【一部推進枠】

1,073 百万円 → 1,691 百万円

産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

(平成 30 年度) (平成 31 年度要求)

・産婦健康診査事業

214,554 件 → 338,180 件

(4) 不妊治療への助成【一部推進枠】

16,267 百万円 → 16,454 百万円

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用について助成を行う。また、夫婦ともに不妊治療が必要な場合は、医療費も更に高額になることから、その経済的負担を軽減するため、男性不妊の初回治療にかかる助成の拡充(15万円→30万円)を図る。

(5) 母子保健情報の利活用にかかるシステム改修【新規・推進枠】

0 百万円 → 1,252 百万円

乳幼児健康診査等の母子保健情報の利活用を推進し、子ども時代の適切な健康管理や、自治体等における効果的・効率的な保健指導等が行えるよう、市町村システムの改修を支援する。

(6) 新生児聴覚検査の体制整備事業

49 百万円 → 49 百万円

聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置、研修会の実施や普及啓発等により都道府県における推進体制を整備する。

(7) 子どもの心の診療ネットワーク事業

116 百万円 → 117 百万円

様々な子どもの心の問題に対応するため、都道府県等における拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、災害時の子どもの心の支援体制づくりを実施する。

2 未熟児養育医療等

3,665 百万円 → 3,639 百万円

身体の発育が未熟のまま生まれた未熟児に対する医療の給付等を行う。また、特に長期の療養を必要とする結核児童に対する医療の給付を行うとともに、必要な学習用品・日用品を支給する。

3 研究事業の充実(成育疾患克服等総合研究事業及び健やか次世代育成総合研究事業)

428 百万円 → 900 百万円

【一部推進枠 517 百万円】

生涯にわたる健康の礎をなす妊娠期、小児期の心身の健康課題や、近年の社会及び家庭環境の変化等により多様化している課題等の解決に向け、病態の解明や予防及び治療のための研究開発を行うとともに、保健・医療・福祉分野に関する政策提言型の基盤的研究を実施することにより、母子保健対策の充実を図る。

4 健やか親子21(第2次)の推進

20百万円 → 20百万円

母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21」について、国民運動としてより効果的な取組を進めるための普及啓発を実施する。また、第2次計画（平成27年度から平成36年度）の中間評価を実施し、取組の推進に向けた計画の見直し等を行う。

5 その他

62百万円 → 62百万円

上記施策の他、母子保健に携わる指導的立場にある者に対する研修などを実施する。